

弁理士法人
清水・醍醐事務所

内外知的財産権ニュース

2025 年 9 月

「F-WORD」に関するアメリカ連邦控訴裁判所判決

以前、アメリカ合衆国憲法修正第 1 条(表現の自由)と商標法に関する最高裁判所判決を本ニュースで紹介したことがあります。今回は当該最高裁判所の判決に基づき査定された商標出願について紹介いたします。

①Matal v. Tam(2017)

商標: THE SLANTS

指定役務: 第 41 類(Entertainment in the nature of live performances by a musical band)

中傷的(Disparage)な要素を含む商標に対する 15U.S.C. § 1052(a)の不登録事由に基づき拒絶→その後、「商標が人、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑する(disparage)商標は登録されない」とする条項は無効とされた旨を根拠に登録になり、現在権利存続中

②Iancu v. Brunetti(2019)

商標: FUCT

指定商品: 第 25 類(shirts 等)

「不道徳(immoral)及び衝撃的で不適切(scandalous)な商標は登録されない」とする条項は無効。不道徳かつスキャンダルの要素を含む商標に対する 15U.S.C. § 1052(a)の不登録事由に基づき拒絶→その後「不道徳(immoral)及び衝撃的で不適切(scandalous)な商標は登録されない」とする条項は無効とされた旨を根拠に登録になり、現在権利存続中

③Vidal v. Elster(2024)

商標: TRUMP TOO SMALL

指定商品: 第 25 類(shirts 等)

「names clause」は言論の視点においては中立であり、違憲とはいえない。

→その後拒絶(15U.S.C. § 1052(a))については合法とみなし 15U.S.C. § 1052(c)に基づいてのみ拒絶査定を下す)

上記に挙げた判例②に関しては、商標「FUCT」の出願人である Brunetti 氏は当該判決以前に「FUCK」を指定商品・役務 Class9, Class14, Class18, Class35 にて出願していました。最初は『当該言葉は、不道徳である』という理由で拒絶されましたが、『表現の自由に基づき、不道徳な商標は認めないという条項は無効である』旨の最高裁判所判決を受けて、米国特許商標庁(USPTO)は『Slogan 等と同様に商標として機能しない』旨を根拠に当該商標の出願を拒絶しました。つまり、拒絶の査定結果は変わらないが、拒絶理由が最高裁判決に左右されたものとなっています。出願人 Brunetti 氏は拒絶査定結果を不満とし連邦控訴裁判所に控訴しました。連邦控訴裁判所(CAFC)は、出願人 Brunetti 氏主張のほとんどを認めませんでした。『USPTO の基準は明確でない』と判断し、USPTO への差し戻しを命じました。

最高裁判所が『不道德な商標は認めないという条項は無効である』旨の判断を下したとしても、流石に「FUCK」のような商標を認めることは問題であり、USPTO は判断の基準を明確にすべきである旨を示唆したものと思われます。

以上